

(趣旨)

第1条 この告示は、審議会等の運営に関する指針（平成20年四国中央市告示第118号）に基づき、四国中央市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

2 前項の一般席の定員は、5人とする。

(傍聴受付時間)

第3条 一般席の傍聴受付時間は、審議会開会時刻の30分前から20分前までの間とする。

(傍聴の手続)

第4条 一般席において審議会を傍聴しようとする者は、傍聴受付時間内に、所定の場所で傍聴人受付簿（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。ただし、次項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 審議会を傍聴することができる者は、傍聴受付時間内において、前項の傍聴人受付簿に記入した者を先着順に決定する。ただし、傍聴受付開始時において、既に第2条第2項に規定する定員を超えている場合は、抽選により決定する。

3 前項ただし書の規定による決定を受けた者は、第1項の傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

4 報道関係者席において審議会を傍聴しようとする報道関係者は、第1項の傍聴人受付簿に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴席以外の立入禁止)

第5条 前条第2項の規定による決定を受けた者及び報道関係者席において傍聴する者（以下これらを「傍聴人」という。）は、傍聴席以外に立ち入ることができない。ただし、第8条ただし書の規定により写真撮影の許可を受けた場合は、会長の指示により立ち入ることができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、刃物その他危険なものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ビラ、掲示板、旗等の類を携帯している者

(4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、審議会の円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、公然と賛否の意思表示をしないこと。

- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等の議事の妨げ又は人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場内で携帯電話等を使用しないこと。
- (6) 会長又は会長の指名する者の指示に従うこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は審議会の議事の妨害となるような行為をしないこと。

(禁止事項)

第8条 傍聴人は、会場内において、写真撮影、録画及び録音をしてはならない。ただし、会長が特に許可したときは、この限りでない。

(係員の指示等)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、傍聴人がこの告示に違反した場合は、これを制止し、その命に従わないときは、退場を命じることができる。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日

午前・午後 時 分開会

1 一般席

番号	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			

2 報道関係者席

番号	報道機関名	氏名	備考
1			
2			
3			